

## 産業文化祭

### 甲佐町産業文化祭にぜひご来場ください



1日中楽しめるイベントが盛りだくさんです

■今年度の産業文化祭を、11月10日(日)に開催

11月10日(日)に、平成25年度甲佐町産業文化祭を開催します。今年度もニラ飛ばし大会、ミカンのつかみ取り、文化祭作品展示、ステージ発表など、各種イベントを予定しています。皆さんのご来場をお待ちしています。

●開催日時

11月10日(日) 午前9時～午後3時50分

●会場

町役場北側広場、町農業研修センター「ろくじ館」、町生涯学習センター

●内容

▼農業祭  
本町産の農産物を低価格で購入

できる即売会(希望者が多い場合は抽選)や、バナナのたたき売りのほか、ミカンのつかみ取り、農産物の重量当てクイズ、ニラがたっぷり入ったモツ鍋の無料サービスなど、参加費無料のイベントも多数実施

▼商工祭

商工会加盟店による出店、ギネス記録に挑戦するニラ飛ばし大会、もち投げ、竜野保育園児によるマーチング、豪華賞品が当たる大抽選会など

▼文化祭

町生涯学習センターでのステージ発表、文芸作品の展示、押絵・印かん作りの体験コーナーなど ※わかあゆコンサートは、11月9日(土)午前10時～正午に町生涯学習センター・ホールで開催されます。

このほかにも楽しいイベントをたくさん予定しています。詳しい内容は、各家庭に配布しているチラシをご覧ください。

▼お問い合わせ先

甲佐町産業文化祭実行委員会事務局(町産業振興課内)  
TEL 096・234・1176  
(内線157)

町産業振興課 TEL 096-234-1176 ✉ klg206@town.kosa.lg.jp

## 福祉

■福祉に関する手当の額が変わりました

10月から、福祉に関する手当の額が次のとおり変更になりました。

●特別児童扶養手当

在宅で中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している人に対して支給する手当

【変更後の手当額】

1級：月額 50,050円  
2級：月額 33,330円

●障害児福祉手当

在宅で重度の障がいがあり、日常生活に常に介護を必要とする20歳未満の人に対して支給する手当

【変更後の手当額】

月額 14,180円

【変更後の手当額】

月額 14,180円

●特別障害者手当

在宅で重度の障がいがあり、日常生活に常に特別の介護を必要とする20歳以上の人に対して支給する手当

【変更後の手当額】

月額 26,080円

●経過的福祉手当

福祉手当制度の廃止後、福祉手当を受給していたもの(20歳以上)で特別障害者手当の要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない障がい者に対して、従前の例により支給する手当

【変更後の手当額】

月額 14,180円

※各手当は、所得による支給制限があります。

申請の手続きなどについては、町福祉課にお問い合わせください。

▼申請・お問い合わせ先  
町福祉課

TEL 096・234・1114  
(内線144)

### 10月から福祉に関する手当額を変更します



詳しくは町福祉課までお問い合わせください

町福祉課 TEL 096-234-1114(内線144) ✉ klg205@town.kosa.lg.jp

## 社会保険料控除証明書 についてのお知らせ



控除証明書は確定申告などの際に必要です

■控除証明書は大切に保管してください

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成25年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

平成25年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付した人については、翌年の2月上旬に送付されます。なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。控除証明書については、照会している番号にお問い合わせください。

### ●控除証明書専用ダイヤルのご案内

・ナビダイヤル

☎0570・070・117

・050または070から始まる

電話やPHSで掛ける場合

☎03・6700・1130

### ▼受付時間

・月曜日は午前8時30分～午後7時、火～金曜日は午前8時30分

～午後5時15分、第2土曜日は

午前9時30分～午後4時

・月曜日が祝日の場合、翌火曜日は午後7時まで

※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

▼受付期限

平成26年3月14日（金）

## ■結婚を機に、育児について勉強する決意を新たに

私は先日結婚し、これから妻とともに温かい家庭を作り、子どもも欲しいと考えています。

甲佐町でも、保育園の送迎や洗濯などを積極的にされているお父さん方が増えてきているように思います。そんな方々や同世代の仲間と交流しながら、育児について勉強していきたいと決意を新たにしています。

## ■甲佐町の次代を担う子どもたちを育てていきたい

私が小さいころも、両親だけでなく近所のおじちゃん・おばちゃんや保育園の先生方など、多くの方から育てていただきました。

た。

私がこの年齢になつて考えることは、今の時代に合った、またそれぞれの家庭に合った育児も大事ですが、子どもたちが小さいころからいろいろな方と触れ合っていくことで、甲佐町への愛着が芽生えていくのではないかと考えています。

私たちの世代がここ甲佐町で育ててもらったように、今度は私たちが甲佐町の次代を担う子どもたちを育てていかなければならないと思っています。

(T・K)

## ■「家事男」・「育爺」の写真を引き続き募集します

家事や育児などを積極的に行う「家事男（カジダン）」・「育爺（イクジイ）」の写真を引き続き募集します。

皆様のご応募をお待ちしています。

※応募写真は、11月に益城町で行われる男女共同参画啓発イベントで展示させていただきます。

### ▼応募先

町総務課

〒861-4696

甲佐町大字豊内719番地4

## 地域で育てよう 次代を担う子どもたち



次代を担う子どもを地域で育てる（イメージ）